

明石工業高等専門学校学生の表彰に関する規程

(趣旨)

第1条 学則第34条の規定に基づき、学生の表彰（以下「表彰」という。）については、この規程に定めるところによる。

(表彰の種類及び基準)

第2条 表彰の種類及び基準は、別表に定めるとおりとする。

(被表彰者の選考)

第3条 被表彰者の選考は、人物及び学習態度が優れていることを条件とし、別表に定める推薦者の推薦に基づき、学生委員会において行う。

(被表彰者の決定)

第4条 校長は、前条の規定に基づき被表彰者が選考されたときは、その都度運営会議の議を経て被表彰者を決定する。

2 別表に定める特別賞2に該当する場合は、前項にかかわらず学生委員会の議を経て校長が被表彰者を決定する。

(表彰の期日)

第5条 表彰は、別表に定める日に行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、校長が表彰状を授与することによって行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を授与することができる。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、学生課で行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則（平成14年3月5日）

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、体育大会における表彰に関する申し合わせ（昭和58年10月18日校長裁定）は廃止する。

附 則（平成16年3月22日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月12日）

この規程は、平成22年5月12日から施行する。

附 則（平成30年3月14日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和8年1月8日）

この規程は、令和8年1月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

表彰の種類	表彰基準	推薦者	表彰の期日
学業成績優秀賞	1 カ年の学業成績（学年末成績）が優秀（平均点90点以上）で、本校学生として模範である者	学級担任又は専攻主任	卒業時・修了時 又は始業時
学術奨励賞	学会における研究発表又は論文掲載、もしくは学術団体等での研究発表等により高い評価を受け、その功績が認められた者	指導教員	適時
課外活動優秀賞	1 課外活動において、全国大会に出場し、優勝もしくは準優勝した者又は団体	指導教員	適時
	2 課外活動を通じ、社会から優れた評価を受け、本校の名誉を高めた者又は団体	指導教員	適時
	3 その他、学生の課外活動において、表彰するに値すると認められた者又は団体	学生主事	適時
学生会功労賞	1 学生会会長として、指導的役割を果たし、その功績が認められた者	学生主事	卒業時又は始業時
	2 学生会役員として、通算3年以上活動し、その功績が認められた者	学生主事	卒業時又は始業時
寮生会功労賞	1 寮生会寮長(全寮)として、指導的役割を果たし、その功績が認められた者	寮務主事	卒業時又は始業時
	2 寮生会役員として、通算3年以上活動し、その功績が認められた者	寮務主事	卒業時又は始業時
善行賞	1 人命救助等で、善行が認められた者	学級担任又は専攻主任	適時
	2 社会奉仕等で、他の学生の模範となる行為があった者	学級担任又は専攻主任	適時
特別賞	1 上記以外で、学校内外から高い評価を受け、その功績が認められた者又は団体	学級担任又は専攻主任	適時
	2 在学中に3回以上学内表彰を受けた者 (注)		卒業時・修了時

注) ① 1つの大会で、団体、個人の両方受賞等、複数受賞した場合も1回でカウントする。
 ② 本科での受賞と専攻科での受賞は合算できるものとするが、5年卒業時に受賞した場合、専攻科でのカウントは0からとする。